

令和4年度 第1回 四街道市安全で安心なまちづくり協議会会議録（概要）

日 時 令和4年8月30日（火）午前10時00分～午前11時30分
場 所 四街道市役所新館5階 第1会議室
出席者 黒田会長、中嶋副会長、石山委員、富田委員、藤田委員、小方委員、稲坂委員、海保委員、土井委員、酒井委員、成田委員、東委員、菅生委員、成島委員
オブザーバー 鈴木四街道警察署長、降幡警務課長、佐久間係長
事務局 岩井総務部長、常世田総務部副参事、岩井自治振興課長、角川係長、濱田主査補、米ノ井主事
傍聴人 1人

—— 会議次第 ——

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 市長挨拶
4. 会長及び副会長の選出について
5. 会長、副会長挨拶
6. 諮問
7. 議題 四街道市犯罪被害者等支援条例（案）について
8. その他
9. 閉会

岩井課長：

皆様おはようございます。

早朝よりお集まりいただきましてありがとうございます。

定刻となりましたので、只今より、令和4年度第1回四街道市安全で安心なまちづくり協議会を開催いたします。

本日の進行を務めさせていただきます自治振興課長の岩井と申します。どうぞよろしく願いいたします。

会議の開催に先立ちまして、お手元に配布させていただいております資料の確認をさせていただきます。資料といたしましては、

- ・委嘱状
- ・会議次第
- ・協議会委員名簿
- ・席次表
- ・四街道市犯罪被害者等支援条例（案）
- ・四街道市犯罪被害者等支援条例施行規則（案）
- ・四街道市安全で安心なまちづくり条例
- ・様式集（案）
- ・犯罪被害にまつわる新聞記事
- ・犯罪被害者等支援センター等のパンフレット
- ・被害者等が被害後に必要としている支援、警察による犯罪被害者支援のパンフレット

以上の資料がお手元にありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

なお、お手元に配布させていただいた、被害者等が被害後に必要としている支援のパンフレットに関しましては、会議終了後回収とさせていただきます。

それでは会議に移ります前に、本日の会議の会議録作成のため、会議内容を録音させていただきます事をご了承くださいますようお願い申し上げます。それでは、お手元の会議次第により進行させていただきます。

それでは、四街道市安全で安心なまちづくり協議会の委員となりました皆様に委嘱状を交付させていただきます。

本来であれば、鈴木市長よりお一人おひとりに、委嘱状をお渡しさせていただくところではございますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、人と人との接触を最低限にとどめさせていただくため、委嘱状につきましては、あらかじめお席の方に配布させていただいておりますので、ご了承の程お願い申し上げます。

それでは、委嘱されます方のお名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますが、その場にご起立いただき、自己紹介を兼ねまして、ひとこと頂戴できればと思います。

—— 委嘱状交付 ——

岩井課長： なお、四街道警察署少年警察ボランティア連絡会 会長 櫻井 寿命様におかれましては、所用により本日欠席のご連絡をいただいております。

—— 委嘱者氏名読み上げ 各委員自己紹介 挨拶 ——

以上で委嘱状の交付を終わります。

改めまして、皆様、どうぞよろしく願いいたします。

また、本日はオブザーバーとして出席いただいております方々をご紹介させていただきます。

四街道警察署 署長 鈴木 英朗 様でございます。

四街道警察署 警務課長 降幡 治幸 様でございます。

四街道警察署 警務課 佐久間 雄一 様でございます。

犯罪被害者の見地から、様々な角度でご意見等を頂戴できればと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

それでは、始めに、鈴木 陽介 四街道市長より挨拶を申し上げます。

市長お願いいたします。

鈴木市長： —— 市長挨拶 ——

岩井課長： ありがとうございます。

続きまして、協議会事務局の市職員を紹介いたします。

—— 事務局紹介 ——

岩井課長： 続きまして、会長及び副会長の選出に移ります。

資料No.5 四街道市安全で安心なまちづくり条例第15条第2項をご覧ください。

四街道市安全で安心なまちづくり協議会の会長は、委員の互選により定めることとなっております。

会長、副会長が選出されるまでの間、鈴木市長に座長をお願いして、会議を進めさせていただきたいと存じます。

それでは、鈴木市長お願いいたします。

鈴木市長： それでは、ご指名ですので、会長及び副会長の選出にあたりまして、座長を務めさせていただきます。

先ほど事務局から、会長及び副会長は、委員の互選によるとの説明がありました。

立候補もしくは推薦される方はいらっしゃいませんか。

委員： —— 事務局一任 ——

鈴木市長： ありがとうございます。ただいま事務局一任という案がでましたがよろしいでしょうか。

委員： —— 異議なし ——

異議なしということで、それでは、事務局より案をお願いします。

事務局： 事務局といたしましては、これまでの四街道市での豊富なご経験などから、会長に、四街道市防犯指導員協議会 会長の黒田 弥 委員、副会長に、四街道市学校警察連絡委員会 会長の中島 宣雅 委員にお願いできればと思います。

鈴木市長： ただいま、事務局案が提示されましたが、いかがでしょうか。

委員： —— 異議なし ——

鈴木市長： ありがとうございます。

それでは、異議なしということですので、会長を黒田委員に、副会長を中嶋委員にお願いいたします。

皆様のご協力によりまして、会長及び副会長が決定いたしましたので、これをもちまして座長の職を解かせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

岩井課長： ありがとうございました。

それでは、黒田会長、中嶋副会長は、前の席に移動をお願いいたします。

—— 移動 ——

岩井課長： 早速ではありますが、黒田会長、中嶋副会長にご挨拶を頂戴できればと思います。

まずは黒田会長お願いいたします。

黒田会長： —— 会長挨拶 ——

中嶋副会長： —— 副会長挨拶 ——

岩井課長： ありがとうございました。

それでは、これ以降の会議につきましては、黒田会長に会議の議長をお願いし、進行いただきたいと思います。

黒田会長： それでは、議事に移りますが、議事に入る前に、本日の会議は公開となっています。

傍聴希望者はいらっしゃいますか。

事務局： 本日は、傍聴希望者が1名いらしています。

黒田会長： 会議の公開により、議事運営に著しい支障が生じるとは認められませんので、会議を公開することとしてよろしいでしょうか。

委員： —— 異議なし ——

黒田会長： それでは、傍聴人を入室させてください。

—— 傍聴人入室 ——

黒田会長： それでは、議題に入る前に皆様にお諮りします。

「審議会等の会議の公開に関する指針の解釈運用基準」の規定により、傍聴人は会議資料を閲覧することができますが、このうち議事次第以外の資料につきましては、会議終了後に回収するというので委員の皆様よろしいでしょうか。

委員： —— 異議なし ——

黒田会長： それでは、異議なしとさせていただきます。

続きまして、会議録の発言者名ですが、会議の公開に関する指針により明記することとなっておりますので、本会議においても明記することによって、委員の皆様よろしいでしょうか。

—— 異議なし ——

黒田会長： 特にご意見等ないようですので、明記することとします。

それでは、「会議次第」6項目、諮問についてでございますが、その前に本日は、オブザーバーとして鈴木四街道警察署長に同席いただいて

おります。

「犯罪被害者」と申しましても、日常生活の中では縁遠く、イメージがわからないと思いますことから、一言ご挨拶を頂戴するとともに、支障のない範囲で犯罪被害者にまつわる事例等を含め、ご挨拶を頂戴したく存じます。

鈴木署長よろしくお願ひいたします。

鈴木署長： ——— 鈴木署長挨拶 ———

黒田会長： 鈴木署長ありがとうございました。

それでは、諮問につきまして事務局よりよろしくお願ひします。

岩井課長： 「四街道市犯罪被害者等支援条例（案）」について、鈴木市長より諮問させていただきます。

鈴木市長： ——— 諮問 ———

岩井課長： ありがとうございました。

これより議事に移ります。

引き続き、黒田会長より議事の進行をお願ひいたします。

黒田会長： いただきました諮問の内容につきまして、議題といたします。

それでは、早速議題に入りたいと思います。

議題7の「四街道市犯罪被害者等支援条例（案）」について事務局よりお願ひします。

事務局： ——— 事務局説明 ———

- 黒田会長： ありがとうございました。
 ただいまの説明に対して質問がございましたらお願いします。
- 石山委員： お見舞金や助成金の予算はどのように組みますか。
- 岩井課長： 予算につきましては、当初予算の政策経費に組み込むか、予備費の充
用を検討しております。
- 石山委員： 条例の施行期日が令和5年4月1日からとなっておりますが、どういう
意味で来年の4月になったのですか。
- 岩井課長： 犯罪被害者支援は喫緊の課題であるため、令和5年4月1日から施行
するという考えとなりました。
- 石山委員： この会議は、何回を予定しておりますか。
- 岩井課長： 第2回の会議の開催で答申をと考えております。
- 黒田会長： 他にご質問はございますでしょうか。
- 東委員： 今回、転居費用の助成額は5万円ということですが、多くの自治体は
20万円という金額です。四街道市で新たに条例を定めるのは大きな一
歩ではありますが、金額面の再検討をお願いしたいです。
 また、市民の方で犯罪被害の関係で、市に寄付したいという方もいら
っしゃると思うので、その受け皿も検討していただきたいです。
- 岩井課長： 転居費用の助成額につきましては、5万円が十分な支援であるとは考

えておりません。今後事務局で再検討してまいります。

寄付の受け皿に関しては、条例案を整備していく中で、四街道警察署や関係各署に相談をさせていただいた際に同様のご意見を頂戴しております。今後、四街道市犯罪被害者等支援に関する基金の創設を検討してまいります。

東委員： 犯罪被害者の中には、犯罪の被害に遭われ、収入が絶たれる方も多くいらっしゃいます。転居費用もままならない。しかしながら犯罪の犯行現場がご自宅であったにもかかわらず、転居できず、苦しい思いをしておられる方も多くいらっしゃることもご理解いただきたい。

岩井課長： 犯罪被害者等が今まで居住していた住居において犯罪被害に遭われたにもかかわらず、やむなく住み続けなければならない、且つ、転居することも困難な場合を想定し、市営住宅に転居いただく支援についてもひとつの選択肢として考えております。

菅生委員： 条例案の16条の家事援助費用の助成についてですが、家事援助サービスを利用する場合はとありますが、具体的にどのような支援を想定しておりますでしょうか。

岩井課長： 家事援助につきましては、当初、四街道市社会福祉協議会の無償ボランティアを想定して協議を進めてまいりましたが、1時間700円の有償ボランティアで、且つ、場面に応じたボランティア団体の確保ができるかどうか等の観点から、家事援助費用の助成に切り替えました。1時間当たり3,000円、合計10時間以内という支援が決して十分なものではないという認識はございます。

予算につきましても、ボランティア団体を含め民間の家事支援サービスのようなサービスをしている業者などについては、1時間で3,00

0円を超える有償なものであることも認識しております。

今後さらに検討していく必要はあると思います。

菅生委員： 意見ですが、自分が犯罪被害者の立場であった場合、家事支援を市内のボランティア団体に依頼するのは少々ためらいを感じます。今後ご一考願いたい。

黒田会長： ほかにご意見はございますでしょうか。

—— 意見なし ——

黒田会長 それでは、最後にその他でございますが、総じて何かございましたらよろしく願いいたします。

特に無いようなので、本日の議事は以上で終了とさせていただきます。

このあと、事務局から連絡があるようですので、委員の皆様はそのままお待ちください。

傍聴人の方は退室をお願いします。

—— 傍聴人退室 ——

黒田会長： それでは、事務局よりお願いします。

岩井課長： 本日は誠にありがとうございました。

次回の協議会の開催につきましては、令和4年10月頃を予定しております。

日程等につきましては、協議会が近づいてきましたら改めて書類にてご連絡をさせていただきます。

以上をもちまして、令和4年度第1回四街道市安全で安心なまちづくり協議会を終了いたします。

本日はありがとうございました。